

# 「災害対策資金」のご案内

～被災された事業者の方へ～

下野市では、被災された事業者の事業再建や継続のために必要な資金を円滑に調達できるよう融資制度をご用意していますので有効にご活用ください。

## 対象となる災害

- ・下野市が激甚災害法若しくは災害救助法の適用を受けた災害
- ・上記災害と同程度と市長が認めた災害

## 融資を受けられる資格

- ・過去1年以内に災害による被害を受けた中小企業者
- ・事業用の資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められること
- ・市内に事業所を有し、引き続き1年以上継続して事業を行っていること
- ・市税を完納していること

## 融資の条件

### 貸付利率

3年以内:1.3%以内      5年以内:1.5%以内  
7年以内:1.7%以内      10年以内:2.0%以内

### 融資限度額

2,000万円

### 融資期間

10年以内

### 償還方法

月割償還    据置期間1年以内    繰り上げ償還も可能

### 信用保証料

栃木県信用保証協会所定の料率(市が全額補助)

### その他

償還期間中に据置期間を含む

## 申し込みに必要な書類

### 共通書類

- ・融資幹旋依頼書
- ・融資依頼書
- ・信用保証依頼書等一式の写し
- ・法人の場合、直近1期分の決算書(財務4表)
- ・個人の場合、直近1期分の確定申告書の写し
- ・納税証明書の写し
- ・り災証明書(下野市発行のもの)
- ・委任状
- ・その他市長が必要と認める書類

### 設備資金として 利用する場合

- ・設備等設置に関する見積書の写し
- ・カタログ
- ・設計図又は見取図

## 受付及び担保

- ・申込受付: 随時(各取扱金融機関)
- ・担保及び連帯保証人: 取扱金融機関及び栃木県信用保証協会の定めるところによる

## 取扱金融機関

- (株) 足利銀行
  - ・小金井支店 TEL44-1311
  - ・南河内支店 TEL44-4111
  - ・石橋支店 TEL53-1236
- (株) 栃木銀行
  - ・小金井支店 TEL44-8488
  - ・石橋支店 TEL53-1330
- 足利小山信用金庫
  - ・小金井支店 TEL44-5522
  - ・石橋支店 TEL53-1150

## 問い合わせ先

- 下野市商工観光課
  - 5月2日まで TEL48-2112
  - 5月6日以降 TEL32-8907
- 下野市商工会
  - ・本所 TEL44-0202
  - ・南河内支所 TEL48-0059
- 石橋商工会 TEL53-0463